

名古屋市交通局告示第11号

「魔女の切符と7つ目の路線」専用一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「魔女の切符と7つ目の路線」専用一日乗車券（以下「魔女の切符専用一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和7年12月15日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

1 発売対象者

「魔女の切符と7つ目の路線」謎解きキット購入者に対して発売します。

2 料金

620円

3 有効期間

令和7年12月23日から令和8年6月30日まで

4 発売枚数

30,000枚（ただし、「魔女の切符と7つ目の路線」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所、名古屋市金山観光案内所及びオアシス21iセンターとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することができます。

6 使用条件

魔女の切符専用一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和7年12月23日から令和8年6月30日まで

8 料金の還付

- (1) 魔女の切符専用一日乗車券の料金の還付は、未開封の「魔女の切符と7つの路線」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱い、その期間は、令和8年6月30日までとします。
- (2) 魔女の切符専用一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

魔女の切符専用一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)

